

「豊岡市政出前講座」のアンケート結果をお知らせします

市では、市民の皆さんに広く市政を知っていただき、理解を求めるとともに、一緒になってまちづくりを進めていくため、「豊岡市政出前講座」を開設しています。昨年度実施した講座のアンケート結果がまとまりましたので、主な内容をお知らせします。

《問合せ》秘書広報課 広報・交流係 ☎ 23-11111

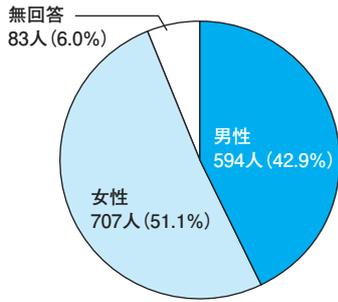
平成22年度の実施状況

- ▽講座メニュー数 94講座
- ▽実施講座メニュー数 26講座
- ▽実施講座数 69講座
- ▽延べ受講者数 1886人

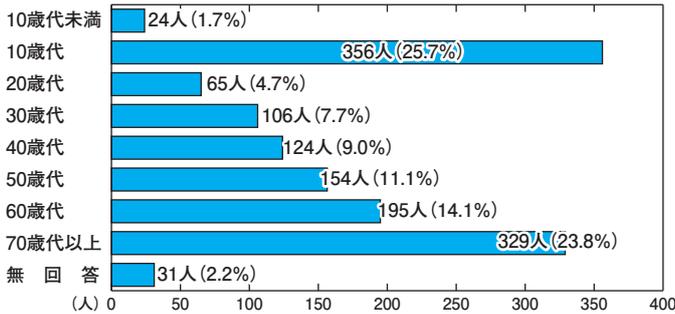
アンケート結果

- ▽回答者数 1384人
- ▽回答率 73・4パーセント

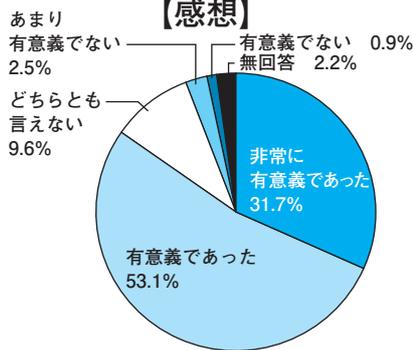
【回答者の性別】



【回答者の年代】



【感想】



そのほかでは、「認知症の理解と支援」や「高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり」など、実際に、講師と一緒に体験できる「あなたもできるニュースポーツ」

▽主な利用団体 区、老人クラブ、サークル、学校 P.T.A.など

《特に人気があった講座》

・世界ジオパークに認定された「山陰海岸ジオパーク」について学ぶ「ジオパークの見どころ」
 ・実際に、講師と一緒に体験できる「あなたもできるニュースポーツ」

《感想》

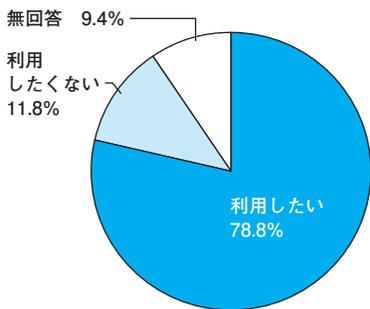
「非常に有意義であった」と回答した方が全体の約85パーセント、今後の利用については、また「利用したい」と回答した方が約79パーセントで、おおむね満足いただけました。

《主な意見》

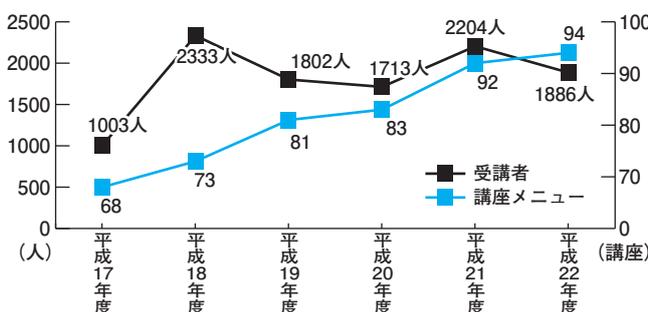
・地域の現状や取組みを知ることができた。
 ・話を聞いて新たな認識ができた。
 ・とても分かりやすく、役に立つ話であった。
 ・出前講座を初めて知った。もっとPRしてほしい。



【今後の利用】



【受講者数と講座メニュー数の推移】



左表のとおり、講座数は年々増加していますが、講座利用者は平成18年度をピークに減少（平成21年度に一時増加）しています。一度も利用のないメニューもあることから、利用者のニーズを踏まえてメニューを追加・廃止したり、名称を見直したりして、本年度は90のメニューを用意しました。今後さらに講座の周知を徹底して、対話と共感の市政を推進していきます。

これからの出前講座

固定資産税のお知らせ

認定長期優良住宅に係る 固定資産税の減額制度

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、認定を受けて新築した長期優良住宅の固定資産税を減額します。

■減額要件

次の全ての要件を満たす住宅
 ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づく認定を受けて新築した住宅

- ・同法の施行日(平成21年6月4日)から平成24年3月31日までに新築した住宅
- ・居住部分の床面積が50平方メートル以上(一戸建て以外の賃貸住宅は40平方メートル以上)280平方メートル以下の住宅
- ・居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上の住宅(併用住宅の場合)

■減額範囲および税額

居住部分の床面積120平方メートル相当分を限度に、当該家屋の固定資産税の2分の1を減額します。

■減額期間

一般住宅(左記以外の住宅)
 ・課税開始年度分から5年間分

3階建以上の中高層耐火住宅など:
 ・課税開始年度分から7年間分

■減額手続き

新築した年の翌年の1月31日までに、次の2つの書類を提出ください。



- ・認定長期優良住宅に係る固定資産税減額適用申告書
 - ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則に規定する通知書(認定通知書)の写し
- 《認定・問合せ》県土整備部
 住宅建築局住宅政策課
 ☎078-1362-13581

住宅改修に伴う減額制度

一定の要件を満たす住宅の改修工事(工事費用(補助金などを除く)の合計が30万円以上)を行った場合、固定資産税を減額します。工事が完了した日から3カ月以内に申告ください。

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅で、一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、1戸当たり120平方メートル相当分までの固定資産税の2分の1を減額します。減額期間は、改修工事が完了した年の翌年度から次の期間です。

■住宅耐震改修に伴う減額措置

耐震改修工事完了時期	減額期間
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間

■住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

平成19年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸を除く)で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、1戸当たり100平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1を減額します。減額期間は、改修工事が完了した年の翌年度のみです。

冷蔵倉庫用家屋の固定資産税評価を見直します

固定資産評価基準の改正により、平成24年度から冷蔵倉庫用家屋について、評価額の算出方法を変更します。

●冷蔵倉庫用家屋の要件

- ・今回の改正に該当すると思われる冷蔵倉庫用家屋を所有している方は、連絡ください。
- ・次の全てを満たすもの
 ・非木造の倉庫用家屋であること(鉄筋コンクリート造、鉄骨造など)
 ・倉庫の保管温度が冷蔵設備によつて10度以下に保たれていること

家屋自体が冷蔵倉庫(事務所など冷蔵倉庫以外で使用している部分がある場合、たすバリアフリー改修工事を行った場合、1戸当たり100平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1を減額します。減額期間は、改修工事が完了した年の翌年度のみです。

●改正の概要

非木造の倉庫用家屋について、固定資産評価基準に定める非木造家屋経年減点補正率基準表の適用区分のうち「冷蔵倉庫用のもの(保管温度が10度以下に保たれる倉庫)」に改められ、平成24年度分固定資産税から適用されます。

床面積の50パーセント以上が冷蔵倉庫)となっていること

※常温の倉庫内にプレハブ式冷蔵庫や業務用冷蔵庫を設置している場合は該当しません。

●申告・問合せ



このため、冷蔵倉庫は一般倉庫に比べ早く減価します(ただし、建築経過年数によっては減価しない場合もあります)。除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修を行った場合、1戸当たり120平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1を減額します。減額期間は、改修工事が完了した年の翌年度のみです。

《申告・問合せ》税務課資産係 ☎21-9046 または各総合支所市民福祉課